



報道発表資料の配付日時 3月30日(火) 16時00分

発表項目 (行事名)	「北海道Society5.0推進計画」の策定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>この度、道では、直面する様々な課題に対して、ICTやAI、ロボットなどの未来技術を活用した解決と社会・産業の変革を進める「北海道Society5.0」の実現に向けた取組をオール北海道で推進するため、現行の「北海道ICT活用推進計画」を改定し、「北海道Society5.0推進計画」を新たに策定しました。</p> <p>今後、構成員を新たに「北海道Society5.0推進会議」を引き続き、設置するとともに、「北海道Society5.0」実現に向けた具体的な方策について協議を行うため、ワーキンググループを設置し、取組を加速させていくこととしています。</p> <p><添付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道Society5.0推進計画」の概要 		
参考	<p>○ 計画の本文につきましては、道のホームページに掲載しています。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/plan.htm</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	未来技術を活用し、活力にあふれる北海道の実現に向け、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	総合政策部情報統計局情報政策課 主幹 佐々木 仁彦 TEL ダイヤルイン 011-204-5172		
-------------	--	--	--

「北海道 Society5.0 推進計画」の概要

はじめに

1 本計画の策定趣旨

ICT が全ての根幹のインフラとなることで IoT や AI、ロボットなどの未来技術の活用を一層推進し、本道が抱える様々な課題を解決するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などといった不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を解決するだけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、本道の基幹産業である一次産業を始めとした産業競争力の抜本的強化や地域の活性化、より質の高い暮らしを実現するための北海道全体の指針として本計画を策定する。

2 本計画の性格

(1) 「北海道総合計画」の特定分野別計画

「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画。

(2) 都道府県官民データ活用推進計画

「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画。

(3) 「北海道 Society5.0」の実現に向けた北海道全体の指針

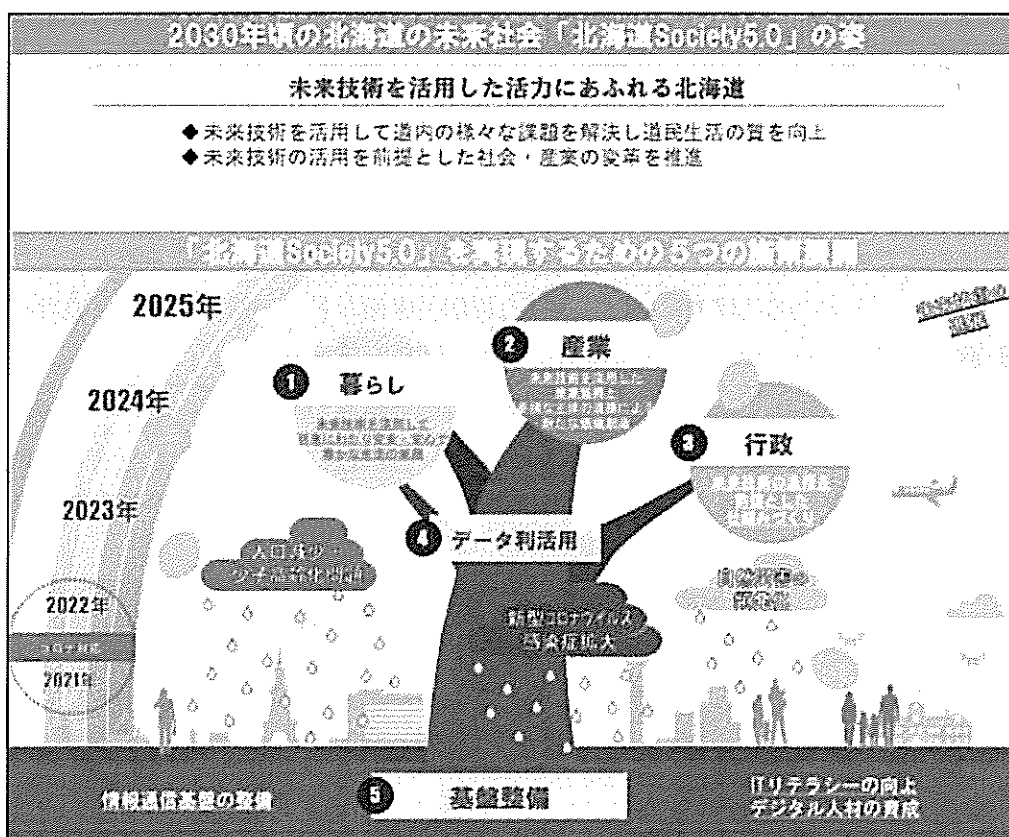
「北海道 Society5.0 構想」で掲げた未来技術を活用した活力にあふれる北海道の未来社会の実現に向け、道民、道、国、市町村、企業等とビジョンや役割を共有し、取組の方向性を示す。

3 本計画の推進期間

5年間（2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで）

4 本計画の構成

本計画では、「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつつける北海道』及び「北海道 Society5.0 構想」で描いた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向け、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進する。



第1章 北海道を取り巻く情勢変化と本計画策定の背景

今般の新型コロナウイルス感染症の影響や大規模自然災害の発生、人口減少や少子高齢化の進行により顕在化した社会課題等の北海道を取り巻く社会情勢及びマイナンバー制度やデータ利活用、AI、5G（第5世代移動通信システム）等、「北海道 Society5.0」の実現に向けて活用が期待される未来技術の動向について示す。

第2章 Society5.0の実現に向けた動向

国の Society5.0 の実現に向けた取組や政府・自治体、社会全体のデジタル化の動きとして令和2（2020）年12月に策定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」や「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の概要について示す。また、道の動向として「北海道 ICT 利活用推進計画」の検証と道内有識者により取りまとめられた概ね10年後の北海道の未来社会を描いた「北海道 Society5.0 構想」の概要について示す。

第3章 「北海道 Society5.0」の実現に向けた基本的方針

1 基本理念

未来技術を活用した活力にあふれる北海道

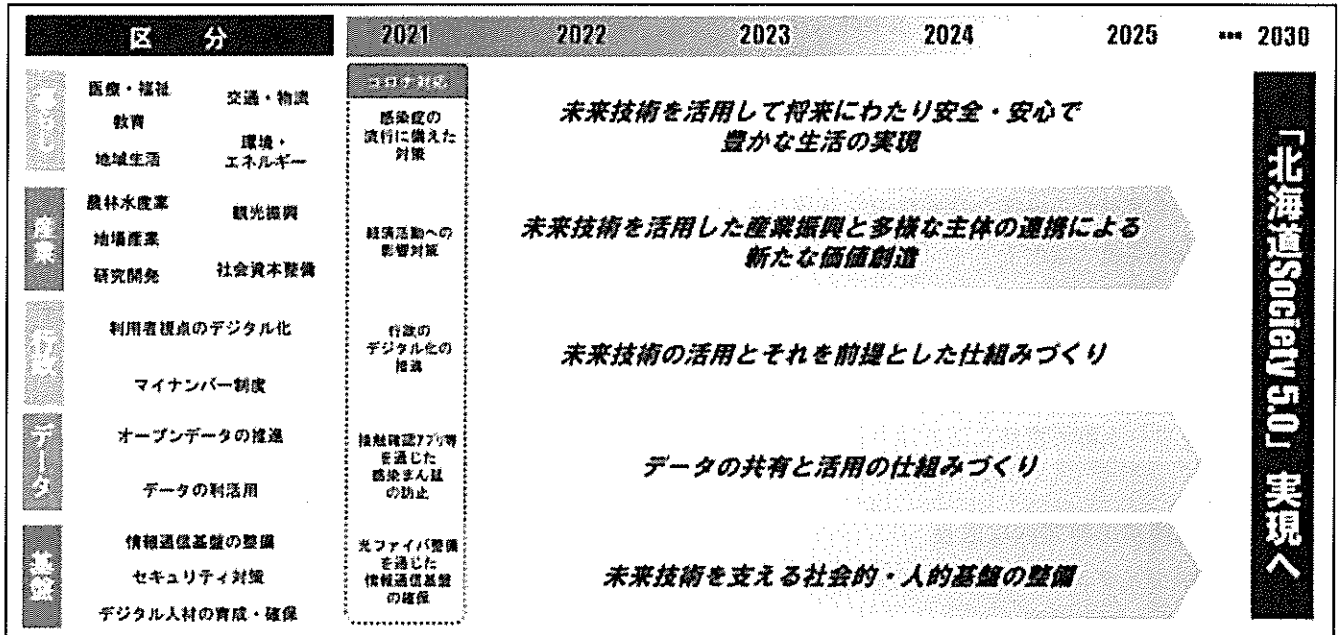
2 取組方針

「北海道 Society5.0」の実現に向けて、地域医療や教育、地域交通などの「暮らし」、道の基幹産業である一次産業や製造業、サービス業などの「産業」、まちづくりなどの「行政」の3つの分野を基軸とし、各分野にまたがる横断的視点としての「データの利活用」とそれらを支える「基盤整備」の2つの分野を加え、これら5つを施策の柱として取組を展開する。

①	未来技術を活用して将来にわたり安全・安心で豊かな生活を実現
暮らし	北海道が抱える様々な課題の改善・解決に向けて、医療、福祉、教育、交通・物流、防災、防犯などの様々な分野で地域の特性や実情等を踏まえた未来技術の活用を推進し、将来にわたり誰もが安全・安心で豊かな生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進。
②	未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造
産業	ICT や AI、ロボット等の未来技術を活用し、農林水産業をはじめ、ものづくりや観光、建設業など、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス産業の高付加価値化などの実現に加え、労働力不足の解消などの様々な課題の解決に向けた取組を推進。
③	未来技術の活用を前提とした仕組みづくり
行政	利用者の視点に立ち、全ての人にとって利便性が高くなるよう配慮した行政手続のオンライン化の推進やマイナンバーカードの普及促進に向けた取組、押印や書面などの旧態依然とした慣行の見直しを進めるなど行政サービスの向上を図るための情報システム改革を推進。
④	データの共有と活用の仕組みづくり
データ	IoT 実装によるデータの「蓄積」、蓄積されたデータの「分析」、サービスやビジネスの創出等に向けたデータの「利活用」というサイクルの確立に向けて、行政のオープンデータの推進や官民データの活用を通じた社会課題の解決等を可能にする環境整備などの取組を推進。
⑤	未来技術を支える社会的・人的基盤の整備
基盤	条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備や普及が加速する5Gの活用を促進するほか、未来技術の利活用に向け、それに親しみ、使いこなすことのできる人材を育成・確保すべく、ITリテラシーの向上、専門的なデジタル人材の育成・確保に向けた取組を推進。

第4章 「北海道 Society5.0」の実現に向けた施策の展開

10年後の北海道の未来社会を描いた「北海道 Society5.0 構想」の実現に向けて定めた5つの柱において、中長期的視座をもって2025（令和7）年度を目途に取り組むべき目標及び施策を示すとともに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から喫緊の取組として、感染症拡大防止と経済活動の両立を図る「新北海道スタイル」の浸透・定着に向けた鍵となる未来技術の利活用について施策を示す。



新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた喫緊の取組

- (a) 感染症の流行に備えた対策
 - ICTを活用した保健所の業務効率化の推進（厚労省 HER-SYS の円滑な運用等）
 - 遠隔・オンライン教育環境の整備の推進（機材、ネットワーク、デジタル教材等） など
- (b) 経済活動への影響対策
 - テレワークを導入する企業への機器整備等の支援 など
- (c) 行政のデジタル化の推進
 - テレワーク環境の整備
 - 公金収納のキャッシュレス化の推進 など
- (d) 接触確認アプリ等を通じた感染まん延の防止
 - 国の接触確認アプリ COCOA（ココア）と北海道コロナ通知システムの登録者数の増加に向けた普及促進
- (e) 光ファイバ整備を通じた情報通信基盤の確保
 - 市町村が実施する光ファイバ整備の支援

「安心・安全で質の高い医療・福祉サービスの強化」の実現に向けた施策の展開

- (a) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
 - 地域の医療機関が遠隔医療システムを導入し、専門医から必要な支援が受けられるようにするための設備整備の支援や診療支援を行う医療機関の取組に対する支援の促進
 - 介護従事者の業務負担軽減のため、介護サービス事業所等に対する介護ロボット機器・ICT 機器の導入補助や介護ロボットの無償貸与の実施 など
- (b) 北海道の未来をけん引する人づくり
 - 児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に向け、学校の ICT 環境の整備の充実を図る
 - 教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、計画的な校内研修の推進や ICT を活用した効果的な授業モデル等の普及・支援を図る など

(c) 道民生活の安全・安心の確保と利便性の向上

- 防災拠点や災害対応の強化が望まれる公的拠点における公衆無線 LAN 環境の整備
- 公金収納のキャッシュレス化の推進 など

(d) 住民の暮らしに欠かせない地域交通・物流の安定的な確保

- 自動運転技術開発促進のための支援と実証試験や関連企業誘致の推進
- MaaS 等シームレス交通の全道展開 など

(e) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

- エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用に向けた、設備の効率的な制御やエネルギーの見える化が可能となるエネルギーマネジメントの普及
- 豊富に賦存する多様な地域資源を活用したエネルギー地産地消の先駆的なモデルや新エネ設備・導入等への取組の支援 など

(f) 強靱な北海道づくりと都市一極集中の解消

- 企業等のバックアップ拠点としてのデータセンターやサテライトオフィス等の誘致・集積に向けた取組の推進
- テレワーク等の推進による地方移住等の推進 など

2 「産業」～未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造

(a) 農林水産業の持続的な成長

- GNSS ガイダンスシステムや自動操舵システム、搾乳ロボットなど地域や個々の営農状況に応じたスマート農業技術の導入促進 など
- 森林クラウドシステムによる森林情報の共有やドローン、航空レーザーなどの活用による森林情報把握の推進 など
- 海洋環境の観測データ等を活用した水産資源の適正な管理や海洋環境の変化に対応できる生産体制の構築 など

(b) 地域経済を支える中小・小規模企業の産業力強化と新たな成長企業の創出

- Society5.0 の実現に向けたスタートアップ企業の成長・育成支援
- 環境配慮型データセンターの誘致に向けた取組の推進
- 宇宙産業全体を対象とした産学官連携体制による宇宙ビジネス創出の推進 など

(c) 「北海道 Society5.0」の実現に向けた研究開発の推進

- 大学と企業等による事業化に向けた研究の支援
- センシング技術やロボット技術等の開発による工場などの省力化の推進 など

(d) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

- ホームページ、SNS、動画配信などのデジタルツールを通じた北海道の魅力発信の推進
- 無料公衆無線 LAN 環境の整備促進 など

(e) 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備

- 全面的な ICT 活用工事に向けた取組の推進
- ICT を活用した効率的な維持管理等の推進 など

3 行政～未来技術の活用を前提としたおこしなづくり

(a) 利用者視点でのデジタル化の推進

- 道内自治体の行政手続のオンライン化に向けて未実施市町村への導入に向けた働きかけの実施
- 道内自治体における情報システムの標準化・共通化の推進
- 道内自治体におけるデジタル人材の育成・確保に向けた支援 など

(b) マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及・活用

- マイナンバー制度の円滑な運用、セキュリティ確保に向けた取組の推進
- マイナンバーカードの普及拡大と円滑な交付事務に資する市町村取組支援 など

4 データの利活用～データの共有と活用の仕組みづくり

- (a) 広範な主体による公共データの利活用に向けたオープンデータの推進
- 道内市町村へのオープンデータ支援の推進
 - 国が示した「推奨データセット」に準拠したデータの公開を推進 など
- (b) 官民連携による安全・安心なデータの利活用を通じた道民生活の向上
- データ利活用に向けた基盤や制度整備等の検討
 - IoT実装とデータ収集・利活用を通じた地域課題解決の推進 など

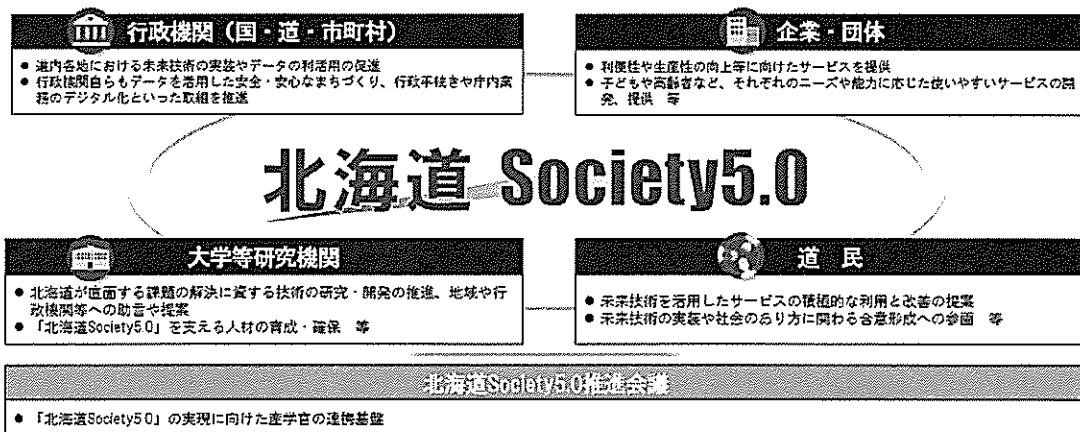
5 基盤整備～未来技術を支える社会的・人的基盤の整備

- (a) 「北海道 Society5.0」の実現を加速させる情報通信基盤の整備
- 関係機関が連携・協力し、道内における光ファイバ等のブロードバンド環境整備や携帯電話不感地帯の解消に向けた取組を推進
 - 利用シーン、データ量等に応じて最適化された情報通信ネットワーク環境整備の支援
 - 関係機関と連携した地域ニーズの掘り起こしや携帯事業者への情報提供を実施し、第5世代移動通信システム(5G)のエリア拡大を促進
- (b) 「北海道 Society5.0」を支えるセキュリティ対策
- 道と市町村、事業者が連携して「自治体情報セキュリティクラウド」の機能強化、安定運用等に向けた取組を推進
 - 国や関係機関と連携を図りながら、自治体や事業者の職員に対するサイバーセキュリティ対応力の向上に向けた研修機会の提供等を実施
- (c) 「北海道 Society5.0」の実現に向けたデジタル人材の育成・確保
- 地域におけるICT学習機会の創出
 - ITリテラシー向上に向けた社会人のリカレント教育などの推進 など

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

「北海道 Society5.0」の実現に向けて、道は、本計画の推進における中心的役割を担い、計画に掲げる取組を率先して推進するとともに、道民、企業・団体、大学等研究機関、行政機関がそれぞれに期待される役割を果たし、連携、協働して取り組むことが重要となる。



2 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、計画に基づく施策の進捗状況を毎年度把握し、点検・評価を行い、その結果について公表する。

なお、技術の進展や創造、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて計画内容や推進期間の見直しを図ることとする。